



## 2. JMP モデル

たり、銀行代理店や資金業などの登録が必要となる。しかし、この取次者が顧客に対し「契約の締結の勧説や勧説を目的とした商品説明」を何らせず、モーゲージバンクに取り次ぐといつてが徹底されているかは疑問と言わざるを得ない。

近年の金融機関における激しい住宅ローン争奪戦という激しい競争環境にあるなか、インターネットなどでもローン情報が溢れている時代において、取次者が何らの商品説明や勧説行為もせずに顧客を特定のモーゲージバンクに誘導することがあるトピックの代理店となるのと、小規模な業者であっても資金業登録が可能となり、且つ、委託元のローンに限定されず、複数の金融機関の口

現実的であるのがあれば、常識的に考えれば、少なくとも何らかの積極的な勧誘行為を行わなければ特定のモーゲージバンクへの誘導は困難だと言わざるを得ない。そういう意味では、資金業法の適用除外を受けない業界に対する取次モデルは非常にクレゾーンの領域を出す、万が一、無登録でローン媒介業務に抵触する行為を行っている取次者が出来ば、委託元であるモーゲージバンク本体が大きな影響を受けるところリスクを抱えていられるからである。

## ① 「顧客のため」に行う ローン媒介業務

ローン媒介業務

①「顧客のため」に行う  
ローン媒介業務

JMPモアルに基づき、トーナルの貸金業代理店（以下、JMP代理店）は、「顧客のため」に中立公正な立場でローン商品を提案するため、特定の金融機関に縛られず、ローンの相談業務や提案を行つことなどである。

貸金業者録をせずローンの相談業務を行う業者（以下、無登録ローン相談業者）と違い、JMP代理店は具体的な金融機関名やローン商品名を顧客に提案でき、金融機関との条件交渉まで行つことができる点に強みがある。

資金法の適用除外規定により、無登録でもローン媒介業務ができるのは、住宅販売業者や宅建業者が、自社の販売商品に関する取引に付随して行なう場合である」とは何度も述べた。ただし、その業務はあくまでも住宅販売業者や宅建業者の役職員が行えるに留まり、

外部者に委託する「JMP代理店」は、まだ、自らの販売商品に付隨しないローン媒介業務は貸金業法の適用除外とはならず、例えば、既存のローン専換えの媒介業務などではない。

JMP代理店の場合でも、自社の役職員ではなく、外部者にローン媒介業務を行わせるとい名義業者し行為となり、またその外業者は無登録業者となる。なお、無登録ローン相談業者は全国に多数存在するが、法令上許認可を在するが、法令上許認可を

②単純顧客紹介

JMPモアルでは、JMP代理店が貸金業法に抵触せず外部者に委託することができる業務をひとつ設けている。その一つは「単純顧客紹介業務」であり、委託された外部者はローン媒介を希望する顧客をJMP代理店に紹介し、その顧客のローンが成立した場合に報酬

② 単純顧客紹介業務

ての相談業者に限られる。これを超えてローン媒介業務を行えば、一〇年以下の懲役もしくは三〇〇〇万円以下の罰金またほんれいが併科される(法人は一億円以下の罰金刑)リスクを負う。しかし、実際には専々とホームページにローン媒介業務の宣伝をしたり、実務としてローン媒介業務を行つてゐる無登録ローン相談業者は多い。前述したとおり、無登録業者の罰則は非常に重く、法律である以上、知らなかつたでは済まされない。

## 期間固定金利(買取) 券化ローンタイプ

④ローン媒介業務

の業務を委託された住ローン診断士が、対象各の調査DD業務を行った結果を所定の口診断書(調査DD報告書)にまとめた。JM代理店は住宅ローン診断書を作成したローン診査を行い、顧客にて最も正確と思われる情報や審査を行い、顧客紹介し提案する。

メントに対する回答には「単なる契約申込書の誤記・記入漏れの指摘」を示す。・記載の内、**(3) 調査・デューデリジエンス業務**にて、モニタリングを説明すれば足りるため、具体的な金融機関名やローン商品名に触れる必要性はない。

### ③調査・デュー・リジエンス業務

卷之三

④ ローン媒介

DD業務を委託された住宅ローン診断士は、対象顧客の調査DD業務を行ない、その結果を所定のローン診断書(調査DD報告書)に記入する。JMD代理店は住宅ローン診断士が作成したローン診断書の情報をもとに、検討や審査を行い、顧客にどうして最も的確と思われる金融機関やローン商品を選別し提案する。

単純顧客紹介者が住宅ローン診断士の有資格者であった場合は、顧客紹介料と住宅ローン診断書作成業務の両方の報酬が受け取れる設計としている。

「事務代行モデル」、(オ)

報酬計算方法において定期制に拘らない成果型報酬体系や顧客一itzに柔軟に合わせた「報酬設計

モードル」などがある。

これらのモデルは「顧客のため」に行うローン媒介業務において、何をどのように設計すれば最も

高い顧客満足度を得ら

れるかを純粹に追求した結果、生まれたモデルである。

構築方法が参考となる。我が国でも保険業界の乗り合い代理店制度が一〇年を経て確立し、中には上場を目指す代理店企業も現れている。貸金業界では、融資残高のある貸金業者が二〇〇〇社を割込み、未だ焼け野原の状態にある。制度導入でも言える二万七〇〇〇人の貸金業務取扱主任者が、ローンのコンサルティングや媒介業務を行う住宅ローン診断士となり、新しいビジネス基盤を再構築する狙い手として期待されている。二〇一四年は、貸金業界の優れた多くの人材がローン媒介という日本では新しい金融インフラビジネスの求道者として活躍する年でありたい。

### 3. 新しい金融インフラビジネスの展望

#### ① エスカレートする無登録業者と規制当局の不作為

JMPモデルは、法令遵守体制を前提に、太陽光発電、リフオーム工事、保険販売など、住宅インフラやライフプランに関する業界横断的な事業連携を多様な形で推進している。しかし一方、各種のホームページなどで貸金業者登録をしていないローン相談業者が「金融機関への交渉、担当者の紹介、お申込み、融資契約の立会い、現在の金融機関への一括返済手続きのサポート、融資実行時の立会までしっかりと対応します」あるいは「相談から金融機関との交渉、金融消費貸借契約時の立会い、融資実行に至るまでの総合支援致します。当社の押印した紹介状で優遇された明瞭なローン融資を受けられます」と

介の無登録業者とみられる広告が横行している。

#### ② 新しい金融インフラ ビジネスの展望

例えば、ローン媒介における顧客から受け取れる報酬率の規制は「貸金業法」ではなく「出資法」によって、その上限が定められてくる。無登録業者の中には、このような初歩的なことさえ知らない者もあり、これらを放置

ど機能していかなかったため、法の運用例やガイドラインが少なく、規制当局も法令解釈そのものに迷巡るなど、事件が起つてからでなければ対応しないという不作為の姿勢が見られる。

アメリカではサブプライム金融危機・リーマンショック後も、モーゲージプロードによるローン媒介が住宅ローン市場の六〇%以上を占めておりメインフレイヤーの地位を保持している。その最大の理由は、住宅ローンの多様化と制度整備が進む中、一度に複数の銀行に申請できる事前審査

【一般社団法人日本住宅ローン診断士協会】(03-3813-787)

4) 代表理事・株式会社

JMPパートナーズ(03-6441-284)

1) 代表取締役 薮保秀

株式会社トーピル(03-3639-311)

1) 代表取締役・同協会

顧問川名康夫 中央大学経済学部教授

・同協会監事井村進哉

界自主規制先行型の制度